

登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）

以下の案は、現段階における政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案（資料 2－2）に基づくものであり、今後、本省令案に変更があった場合には、当該変更に関連する様式については再度検討を行うものとする。

本省令案による改正後の政治資金規正法施行規則（以下「改正後の規則」という。）において、政治資金適正化委員会で定めることとされた登録政治資金監査人の登録等の手続に要する様式について以下のとおり定め、本省令案の施行とあわせて施行することとする。

1 登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書

改正後の規則第 14 条の 7 第 1 項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙 1 のとおりとする。

2 登録政治資金監査人証票再交付申請書

改正後の規則第 14 条の 7 第 2 項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙 2 のとおりとする。

3 登録政治資金監査人変更登録申請書

改正後の規則第 14 条の 8 の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙 3 のとおりとする。

4 登録政治資金監査人登録抹消申請書

改正後の規則第 14 条の 9 第 1 項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙 4 のとおりとする。

5 登録政治資金監査人登録抹消届出書

改正後の規則第 14 条の 9 第 2 項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙 5 のとおりとする。

6 登録政治資金監査人登録申請書

政治資金規正法施行規則第 14 条の 5 第 2 項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式を、別紙 6 のとおり改める。